

# 一般廃棄物処理基本計画

（ごみ編）

平成21年7月

橋 本 市

## はじめに

---

ごみの減量化、資源化は橋本市の重要課題であります。特に集団回収や生ごみの堆肥化など、市民の皆様の深いご理解とご協力により、可燃ごみの減量に大きな成果が生まれています。

橋本市とかつらぎ町、九度山町、高野町の1市3町で構成・運営する広域ごみ処理場についても、市民の皆様に大変ご心配をおかけしましたが、本年8月からごみの全量受入れを開始する運びとなりました。

この広域ごみ処理場への移行に伴い、さらなる資源化の推進を目指すため、処理場内にリサイクルセンターを併設しました。これにより、1市3町のごみの分別形態も、リサイクル社会を目指した分別形態で統一されることになります。

また、現在、橋本市は、橋本市衛生自治会のご協力により、可燃ごみの週1回収集の実施地区が順次増えている状況にあります。今後、より一層のごみの減量化、資源化に努めると共に、効率のよい収集体制を構築することで、更にごみ処理に要する経費を軽減し、少子化対策や高齢者福祉などへの予算の有効活用を図りたいと考えています。

誰もが、「このまちに住んでよかった」、「このまちに住んでみたい」と思えるまちづくりの実現に向けて、市民・事業者の皆様と行政の協働により推進してまいりたいと考えますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました橋本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会の委員の皆様、また市民意見公募を通じてご意見やご提案を賜りました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成21年7月

橋本市長 木下善之

# 用語の定義

環境省が平成 19 年度に示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を参考とし、本計画内の用語の定義を次のとおりとします。

| 用語                                                                                                                                                           | 定義                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ総排出量                                                                                                                                                       | 市町村が収集・中間処理・資源化・最終処分等に関与し、量的に把握可能な範囲。なお、年間収集量、年間直接搬入量、集団回収量の合計とし、推計値である自家処理量は含まないものとする。 |
| 年間収集量                                                                                                                                                        | 直営収集量・委託収集量・許可業者収集量(市町村が関与する量)の合計。                                                      |
| 年間直接搬入量                                                                                                                                                      | 住民等が市町村の中間処理施設や最終処分場等へ直接持ち込むごみ量。                                                        |
| 集団回収量                                                                                                                                                        | 住民が主体となって実施する資源回収のうち、市町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているもの。                                     |
| 生活系ごみ量                                                                                                                                                       | ごみ総排出量のうち住民が排出したごみ量。なお、集団回収量を含めるものとする。                                                  |
| 事業系ごみ量                                                                                                                                                       | ごみ総排出量のうち事業所が排出した一般廃棄物(ごみ)量。                                                            |
| 直接資源化量                                                                                                                                                       | 資源ごみ等で収集後、資源化処理施設を経ずに直接(保管を含む)再生業者等に搬入されたもの。                                            |
| 中間処理量                                                                                                                                                        | 処理施設で処理を行ったもの。                                                                          |
| 直接最終処分量                                                                                                                                                      | 収集又は直接搬入後、中間処理を経ず直接最終処分を行ったもの。                                                          |
| 中間処理後資源化量                                                                                                                                                    | 市町村の処理施設で処理を行ったのち、資源化する目的で再生業者等に搬入したもの。                                                 |
| 焼却残渣埋立量                                                                                                                                                      | 焼却施設から発生する残渣のうち最終処分した残渣量。                                                               |
| 処理残渣埋立量                                                                                                                                                      | 焼却施設以外の中間処理施設から発生する残渣のうち最終処分した残渣量。                                                      |
| 総資源化量                                                                                                                                                        | 集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計。                                                              |
| エネルギー回収量                                                                                                                                                     | 中間処理に伴い発生した廃熱を廃熱ボイラ又は熱交換器等で回収した熱量(所内利用+所外利用)から、当該施設稼働のために投入した熱量を差し引いたもの。                |
| 最終処分量                                                                                                                                                        | 最終処分量。                                                                                  |
| 収集                                                                                                                                                           | 収集とは、廃棄物や資源を集める際に、集める作業を市町村(委託業者等を含む)や許可業者が実施するものをいう。                                   |
| 集団回収                                                                                                                                                         | 区並びに自治会等の住民団体が市町村の支援を受ける等して実施する資源回収方式。                                                  |
| 拠点回収                                                                                                                                                         | スーパーや公共施設等に回収箱等を設置し、そこに住民が資源を投入する資源回収方式。                                                |
| 処理                                                                                                                                                           | 分別、保管、収集、運搬、再生、処分までの一連の流れをいう。                                                           |
| 処分                                                                                                                                                           | 分別、保管、収集、運搬、再生を除く行為をいう。<br>但し、中間処理や薬剤処理等は一般的な言葉として定着しているため、従来通り処理という言葉を用いる。             |
| ※生活系と事業系の区分については、搬入時に確認・記録することが望ましい。一般廃棄物処理事業実態調査では、各市町村の調査結果等資料がない場合、収集形態等を勘案して推定し、その数量を計上するようになっている。<br>(推定例) 生活系ごみ＝直営収集ごみ＋委託収集ごみ<br>事業系ごみ＝許可業者収集ごみ＋直接搬入ごみ |                                                                                         |

[参考]「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月)

# 法令等の略称

本計画内では、関係する法令等を次のように略称で示します。

| 略称             | 正式名称                                           |
|----------------|------------------------------------------------|
| 廃棄物処理法         | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                               |
| 環境大臣の定める基本方針   | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 |
| 大阪湾フェニックス      | 大阪湾広域臨海環境整備センター                                |
| ダイオキシン類新ガイドライン | ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン                      |
| ダイオキシン類特措法     | ダイオキシン類対策特別措置法                                 |

# 目 次

---

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画の目的と内容            | 1  |
| 第1節 計画の概要               | 1  |
| 1. 計画策定の目的と位置付け         | 2  |
| 2. 計画対象区域               | 4  |
| 3. 計画目標年次               | 4  |
| 第2節 関連計画等の動向            | 5  |
| 1. 国の関連計画               | 5  |
| 2. 和歌山県の関連計画            | 7  |
| 3. 橋本周辺広域市町村圏組合の関連計画    | 8  |
| 4. 橋本市の関連計画と関係条例等       | 9  |
| 第3節 広域的取り組みの推進          | 13 |
| 1. 一部事務組合による広域的なごみ処理の状況 | 13 |
| 2. 大阪湾フェニックスの活用         | 13 |
| 第2章 地域の概況               | 14 |
| 第1節 自然環境特性              | 14 |
| 1. 位置・地勢                | 14 |
| 2. 気候                   | 16 |
| 3. 水系                   | 17 |
| 4. 植生                   | 17 |
| 5. 動物                   | 17 |
| 第2節 社会環境特性              | 18 |
| 1. 人口                   | 18 |
| 2. 産業                   | 20 |
| 3. 都市基盤                 | 22 |
| 4. 土地利用                 | 23 |
| 5. 史跡・名勝、文化財            | 23 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第3章 ごみ処理状況                     | 24 |
| 第1節 ごみ処理体制                     | 24 |
| 1. 廃棄物行政の推移                    | 24 |
| 2. 処理対象区域の状況                   | 25 |
| 3. ごみの排出体制                     | 25 |
| 4. ごみ処理施設の維持管理体制               | 26 |
| 5. 分別の種類                       | 27 |
| 6. ごみ処理・処分の流れ                  | 29 |
| 7. ごみ処理の手数料と指定袋・指定シール制度        | 31 |
| 8. 併せ産廃処理                      | 32 |
| 第2節 ごみの種類別の排出量                 | 33 |
| 第3節 ごみの性状                      | 35 |
| 第4節 収集・運搬                      | 38 |
| 1. 収集区域                        | 38 |
| 2. 収集・運搬体制                     | 38 |
| 第5節 中間処理                       | 39 |
| 第6節 最終処分                       | 41 |
| 第7節 ごみの減量・再利用の状況               | 43 |
| 1. ごみの発生抑制                     | 43 |
| 2. 家庭における生ごみの堆肥化               | 43 |
| 3. 集団的な生ごみの堆肥化・減量化と可燃ごみ収集回数の軽減 | 45 |
| 4. 資源ごみの分別収集                   | 46 |
| 5. ごみ収集ボックスの設置                 | 47 |
| 6. 集団回収                        | 47 |
| 7. 花と緑のリサイクル事業                 | 48 |
| 第8節 一般廃棄物（ごみ）処理事業経費            | 49 |
| 第9節 温室効果ガス排出量                  | 50 |
| 第4章 ごみ処理の評価と課題                 | 51 |
| 第1節 ごみ処理システム分析                 | 51 |
| 第2節 課題の抽出                      | 53 |
| 1. ごみ処理体制                      | 53 |
| 2. 収集・運搬                       | 53 |
| 3. 中間処理                        | 53 |
| 4. 最終処分                        | 53 |
| 5. リサイクル                       | 54 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第5章 ごみ処理基本計画           | 55 |
| 第1節 計画の基本理念            | 55 |
| 1. ごみ処理行政のあり方・目標       | 55 |
| 2. 目標を達成するための基本的な視点    | 56 |
| 3. 基本方針                | 56 |
| 4. 処理主体                | 57 |
| 第2節 ごみの種類別の排出量予測       | 58 |
| 1. ごみの排出量と処理・処分量の考え方   | 58 |
| 2. ごみの排出量と処理・処分量の予測方法  | 58 |
| 3. 新分別区分でのごみ排出量予測      | 61 |
| 4. ごみ処理状況の見込み（単純推計結果）  | 63 |
| 第3節 計画の目標              | 65 |
| 1. 基本目標                | 65 |
| 2. 自主推進目標              | 65 |
| 3. 目標の設定根拠             | 66 |
| 4. ごみ処理状況の見込み（目標値）     | 67 |
| 5. ごみ排出量・資源化量の見込み      | 69 |
| 第4節 施策と市民・事業者の取り組み     | 70 |
| 1. ごみの分別徹底と減量化・資源化     | 71 |
| 2. 環境負荷の少ない適正なごみ処理     | 81 |
| 3. 市民・事業者・行政の協働による取り組み | 82 |
| 第5節 その他の関連計画           | 85 |
| 1. 適正処理計画              | 85 |
| 2. ごみ処理施設整備計画          | 85 |
| 3. 計画の推進               | 86 |
| 市民・事業者の行動指針            | 87 |
| 資料編                    | 97 |

## 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

発行日 平成21年7月

編集 橋本市 市民部 環境事業室

〒648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電話：0736-33-1111（代）

FAX：0736-33-1665（代）